

## 『介護サービス自己負担助成』 給付方法の見直しについて

介護サービス自己負担助成の定率助成（自己負担額 10%を 3%または 5%に減額する制度）につきましては、支払時に助成額を反映する現物給付を原則としておりますが、助成額確定前の支払時に助成額を反映しているため、助成額確定後、事業者との清算が発生する事が多く、大変お手数をおかけしておりました。

令和 7 年度より、支払時に助成額を反映する現物給付の一部を廃止し、一度自己負担額全額をお支払いいただき、助成額確定後に振込みを行う償還給付に変更することで、皆様のご不便とお手間を解消してまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

### 1 見直しの内容

在宅サービス助成及びグループホーム助成の定率助成の給付方法について、現物給付を廃止し償還給付のみとします。

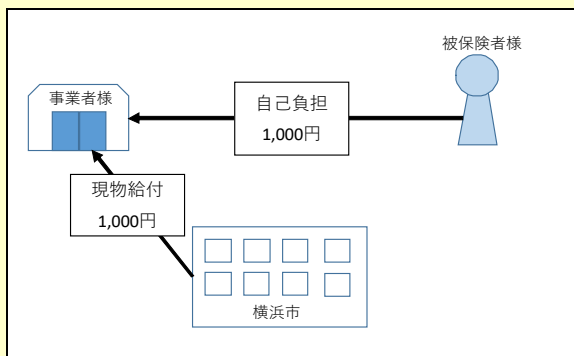
#### <イメージ>

(例) 20,000 円の介護保険サービス利用：保険給付 18,000 円、自己負担 2,000 円

⇒被保険者様への助成内容→自己負担助成 1,000 円

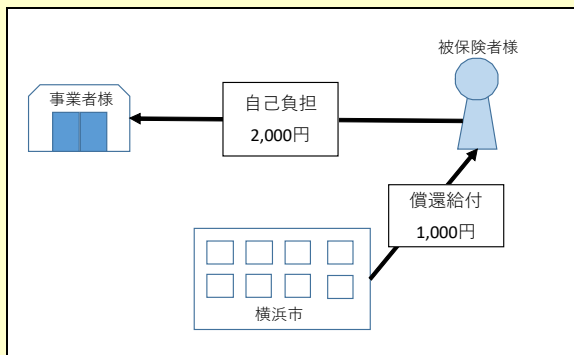
#### ① 現行

事業者様にて助成額を差し引いた金額を請求、後日横浜市より事業者様に助成額を入金（現物給付）



#### ② 令和 7 年 8 月サービス利用分より

事業者様にて助成額を 差し引かず 金額を請求、後日横浜市より被保険者様に助成額を入金（償還給付）



<制度概要>

助成制度の種類	対象サービス	助成内容	助成種類	助成方法（変更前）	助成方法（変更後）
在宅サービス 助成	訪問介護等の 在宅サービス	利用者負担額を第1段階は3%に第2・ 第3段階は5%に軽減	定率助成	(現物給付) 原則 <sup>※1</sup> 、軽減された 額で事業者に支払い	→ (償還給付) サービス利用月の約3ヶ月 後に横浜市から給付  変更なし
		軽減後のなお残る自己負担額が上限額 (第1段階4,500円、第2段階7,500円、 第3段階12,300円)を超える場合、超え た額を助成	定額助成	(償還給付) サービス利用月の約 3ヶ月後に横浜市から 給付	
グループホーム 助成	ショートステイを除く 認知症対応型 共同生活介護	利用者負担額を5%に軽減	定率助成	(現物給付) 原則、軽減された額で 事業者支払い	→ (償還給付) サービス利用月の約3ヶ月 後に横浜市から給付  変更なし  変更なし
		軽減後のなお残る自己負担額が上限額 (第1・第2段階7,500円、第3段階 12,300円)を超える場合、超えた額を助 成	定額助成	(償還給付) サービス利用月の約 3ヶ月後に横浜市から 給付	
		家賃・食費・光熱水費について、月額上 限(第1・第2段階は55,000円、第3段 階は30,000円)までの費用を助成		(現物給付) 原則 <sup>※1</sup> 、軽減された 額で事業者支払い	
施設居住費 助成	介護老人福祉施設等の 施設サービスの ユニット型個室	居住費を月額5,000円程度助成 (日額165円)		(償還給付) サービス利用月の約 3ヶ月後に横浜市から 給付	変更なし

※1 助成証に記載の現物給付開始月前の支払いについては、償還給付になります。

2 見直しの時期

令和7年8月サービス利用分から適用

※見直しにより、事業者への支払額が増加しますが、サービス提供月の約3か月後に助成額を振込みます。最終的な自己負担額は見直し前と変更はありません。

問合せ先

横浜市健康福祉局介護保険課

TEL : 671-4255 FAX : 550-3614